

議案第 9 号

定例教育委員会資料
平成 27 年 3 月 23 日
文化課
課長：那須野雅好 担当：熊井勝志 山田真一
内線：763-261・271

タイトル	損害賠償規定の整備及び高齢者減免見直しに伴う「安曇野市博物館条例施行規則」等の一部改正について
決定を要する事項の内容	「安曇野市博物館条例施行規則」以下 7 規則の一部改正
要旨	損害賠償規定の整備及び高齢者減免の見直しに伴い、「安曇野市博物館条例施行規則」等の一部改正を行う。
説明	<p>1 損害賠償規定の整備について 市の例規における損害賠償規定の統一に伴い、文化課所管の規則について所要の改正を行います（平成 27 年 1 月定例会にて趣旨説明済）。 なお、条例については 3 月議会において改正しました。</p> <p>2 高齢者の減免見直し 「満 70 歳以上を無料とする館」「市内在住の満 75 歳以上を無料とする館」など、取扱いに差異がある博物館等施設の使用料・利用料について、「市内在住の満 70 歳以上の者を無料」に統一し、規則に定めます（平成 26 年 9 月定例会にて趣旨説明済）。 なお、穂高郷土資料館及び穂高陶芸会館については、3 月議会において所要の条例を改正しました。</p> <p>3 改正する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市博物館条例施行規則 ・安曇野市郷土資料館条例施行規則 ・臼井吉見文学館管理規則 ・飯沼飛行士記念館管理規則 ・安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則 ・安曇野市穂高陶芸会館管理規則 ・貞享義民記念館管理規則 <p>4 改正の内容 別案のとおり</p> <p>5 施行の時期 減免規定が伴うことから平成 27 年 4 月 1 日とします。</p>

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市博物館条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「博物館」の次に「の施設、設備又は備品」を加え、「観覧する場合にあっては、その旨を指定管理者に申出又は施設、設備等を利用する場合にあっては、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。

第3条第1項第3号中「等」を「又は備品」に改め、同条第4項中「又は安曇野高橋節郎記念美術館（以下「記念美術館」という。）」を「の施設」に改め、「観覧する場合にあっては、その旨を」及び「し、記念美術館の施設を使用する場合にあっては、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書（様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出し」を削り、同条第7項中「第4項」を「第4項、第5項」に、「前項」を「前項」に、「高」を「高」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「高」を「高」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 安曇野高橋節郎記念美術館（以下「記念美術館」という。）の施設、設備、備品を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書（様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入館料

ア 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額

イ 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額

ウ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用するとき 全額

エ その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額
第4条第4項中「第2項第1号」を「第2項第1号ア又はウ」に改める。

第6条中「展示室等利用料金及び設備・器具利用料金」を「施設、設備及び備品利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

安曇野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市郷土資料館条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「資料館」の次に「の施設及び備品」を加える。

第3条第2項第3号を第4号とし、同項第2号を第3号とし、同項第1号を第2号とし、同項第2号の前に次の1号を加える。

（1）市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額

第3条第4項中「第2項第2号」を「第2項第1号又は第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

臼井吉見文学館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

臼井吉見文学館管理規則の一部を改正する規則

臼井吉見文学館管理規則(平成18年安曇野市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「文学館」の次に「の施設」を加え、「観覧する場合にあっては、その旨を指定管理者に申出又は施設を利用する場合にあっては、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。

第4条第2項第3号を第4号とし、同項第2号を第3号とし、同項第1号を第2号とし、同項第2号の前に次の1号を加える。

(1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額

第4条第3項中「第2項第2号」を「第2項第1号又は第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

飯沼飛行士記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

飯沼飛行士記念館管理規則の一部を改正する規則

飯沼飛行士記念館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「記念館」の次に「の施設」を加える。

第4条第2項第3号を第4号とし、同項第2号を第3号とし、同項第1号を第2号とし、同項第2号の前に次の1号を加える。

（1） 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額

第4条第4項中「第2項第2号」を「第2項第1号又は第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則の一部を改正する規則

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条中「集会所を」を「集会所の施設、設備又は備品を」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「集会所」の次に「の施設、設備又は備品」を加え、同条第1号中「及び備品」を「、設備、備品その他の物件」に改め、同条第4号中「集会所及び」を「集会所の施設又は」に改め、同条第5号中「整とん」を「整頓」に改め、同条第6号中「集会所及び」を「集会所の施設又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市穂高陶芸会館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「陶芸会館を」を「陶芸会館の施設を」に改め、「観覧及び作陶する場合にあっては、その旨を」を削る。

別表1を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 入館

区分	減免の額
市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。	全額
小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額
市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額
市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額
市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

貞享義民記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

貞享義民記念館管理規則の一部を改正する規則

貞享義民記念館管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「記念館を」を「記念館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を」に改め、同条ただし書中「口頭」を「申出」に改める。

第5条第1号中「展示資料」を「設備、備品その他の物件」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「使用料」の次に「等」を加える。

第7条第2項第1号を次のように改める。

（1）入館料

ア 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額

イ 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額

ウ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用する
とき 全額

エ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額

第7条第4項中「第2項第1号イ」を「第2項第1号ア又はウ」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

安曇野市博物館条例施行規則

改正後	改正前
<p>(利用申請等)</p> <p>第3条 指定博物館の施設、設備又は備品を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。<u>ただし、観覧する場合には、申出によることができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用施設、設備又は備品の名称</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 安曇野市豊科郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）の施設を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</p> <p><u>5 安曇野高橋節郎記念美術館（以下「記念美術館」という。）の施設、設備、備品を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書（様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、観覧する場合には、申出によることができる。</u></p> <p>6 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日前6か月から7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>7 記念美術館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用申請等)</p> <p>第3条 指定博物館を利用しようとする者は、<u>観覧する場合には、その旨を指定管理者に申出又は施設、設備等を利用する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用施設、設備等の名称</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 安曇野市豊科郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）又は安曇野高橋節郎記念美術館（以下「記念美術館」という。）を使用しようとする者は、<u>観覧する場合には、その旨を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出し、記念美術館の施設を使用する場合には、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書（様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日前6か月から7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>6 記念美術館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>8 教育委員会は、<u>第4項、第5項及び前項</u>の申出又は申請を審査し、適当と認めるときは、口頭による許可、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可書（様式第3号）又は安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可書（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 条例第12条の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、博物館使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料等を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）入館料</p> <p><u>ア 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額</u></p> <p><u>イ</u> 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</p> <p><u>ウ</u> 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用するとき 全額</p> <p><u>エ</u> その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乘じて得た額</p> <p>（2）施設使用料</p> <p>ア 市の主催事業に使用するとき 全額</p> <p>イ その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乘じて得た額</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し使用料等の減免を決定したときは、博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず<u>第2項第1号ア又はウ</u>の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p> <p>（略）</p> <p>第6条 第4条の規定は、条例第15条に規定する利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第12条の規定による使用料等」とあるのは「条例第15条の規定による利用料金」と、「博物館使用料等減免申請書（様式第5号）」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、</p>	<p>7 教育委員会は、<u>第4項及び前項</u>の申出又は申請を審査し、適当と認めるときは、口頭による許可、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可書（様式第3号）又は安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可書（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 条例第12条の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、博物館使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料等を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）入館料</p> <p><u>ア</u> 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</p> <p><u>イ</u> 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用するとき 全額</p> <p><u>ウ</u> その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乘じて得た額</p> <p>（2）施設使用料</p> <p>ア 市の主催事業に使用するとき 全額</p> <p>イ その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乘じて得た額</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し使用料等の減免を決定したときは、博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず<u>第2項第1号</u>の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p> <p>（略）</p> <p>第6条 第4条の規定は、条例第15条に規定する利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第12条の規定による使用料等」とあるのは「条例第15条の規定による利用料金」と、「博物館使用料等減免申請書（様式第5号）」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、</p>

改正後	改正前
<p>「施設使用料」とあるのは「<u>施設、設備及び備品利用料金</u>」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする」とあるのは「<u>利用料金減免決定書</u>を交付しなければならない」と読み替えるものとする。</p>	<p>「施設使用料」とあるのは「<u>展示室等利用料金及び設備・器具利用料金</u>」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする」とあるのは「<u>利用料金減免決定書</u>を交付しなければならない」と読み替えるものとする。</p>

安曇野市郷土資料館条例施行規則

改正後	改正前
<p>(使用申請)</p> <p>第2条 郷土資料館の施設及び備品を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、郷土資料館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を減免する範囲及び減免額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</u></p> <p><u>(3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が使用するとき（当該障害者の介助者1人を含む。） 全額</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額</u></p> <p>3 市長は、使用料の減免を決定したときは、郷土資料館使用料減免決定書（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>第2項第1号又は第3号</u>の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p>	<p>(使用申請)</p> <p>第2条 郷土資料館を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、郷土資料館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を減免する範囲及び減免額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が使用するとき（当該障害者の介助者1人を含む。） 全額</u></p> <p><u>(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額</u></p> <p>3 市長は、使用料の減免を決定したときは、郷土資料館使用料減免決定書（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>第2項第2号</u>の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p>

臼井吉見文学館管理規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○臼井吉見文学館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第19号</p> <p>(利用申請等)</p> <p>第3条 文学館の施設を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。<u>ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金(暖房料及び特別利用料金は除く。)を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>(1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を利用料金に乗じて得た額</u></p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の減免を決定したときは、利用料金減免決定書を交付しなければならない。ただし、第2項第1号又は第3号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで、申請及び許可をしたものとみなす。</p>	<p>○臼井吉見文学館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第19号</p> <p>(利用申請等)</p> <p>第3条 文学館を利用しようとする者は、<u>観覧する場合にあっては、その旨を指定管理者に申出又は施設を利用する場合にあっては、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金(暖房料及び特別利用料金は除く。)を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>(1) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を利用料金に乗じて得た額</u></p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の減免を決定したときは、利用料金減免決定書を交付しなければならない。ただし、第2項第2号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで、申請及び許可をしたものとみなす。</p>

飯沼飛行士記念館管理規則

改正後	改正前
<p>○飯沼飛行士記念館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第20号</p> <p>(利用申請等)</p> <p>第3条 記念館の施設を利用しようとする者は、その旨を指定管理者に申出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金(特別利用料金は除く。)を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>(1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を利用料金に乗じて得た額</u></p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の減免を決定したときは、利用料金減免決定書を交付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず 第2項第1号又は第3号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p>	<p>○飯沼飛行士記念館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第20号</p> <p>(利用申請等)</p> <p>第3条 記念館を利用しようとする者は、その旨を指定管理者に申出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金(特別利用料金は除く。)を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>(1) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額</u></p> <p><u>(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を利用料金に乗じて得た額</u></p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の減免を決定したときは、利用料金減免決定書を交付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず 第2項第2号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p>

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則

改正後	改正前
<p>(開所期間等)</p>	<p>(開所期間等)</p>
<p>第2条 <u>安曇野市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、条例第4条第3項の規定により開所期間及び開所時間を変更する場合は、あらかじめ集会所その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。</p>	<p>第2条 <u>教育委員会</u>は、条例第4条第3項の規定により開所期間及び開所時間を変更する場合は、あらかじめ集会所その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。</p>
<p>(使用の申請)</p>	<p>(使用の申請)</p>
<p>第5条 <u>集会所の施設、設備又は備品</u>を使用しようとする者は、安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所使用許可申請書（様式第1号。以下「<u>申請書</u>」という。）に当該事業計画書を添付して使用する15日前までに教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 <u>集会所</u>を使用しようとする者は、安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所使用許可申請書（様式第1号。以下「<u>申請書</u>」という。）に当該事業計画書を添付して使用する15日前までに教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(遵守事項)</p>	<p>(遵守事項)</p>
<p>第7条 <u>集会所の施設、設備又は備品</u>を使用する者（以下この条において「<u>使用者</u>」という。）は、教育委員会の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第7条 <u>集会所</u>を使用する者（以下この条において「<u>使用者</u>」という。）は、教育委員会の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>
<p>(1) <u>施設、設備、備品その他の物件</u>を損傷又は汚損しないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>集会所の施設又は敷地内</u>に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。</p> <p>(5) 使用後は、必ず清掃及び<u>整頓</u>し、備品等は元の位置に戻しておくこと。</p> <p>(6) <u>集会所の施設又は敷地内</u>での飲酒及び喫煙はしないこと。</p>	<p>(1) <u>施設及び備品</u>を損傷又は汚損しないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>集会所及び敷地内</u>に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。</p> <p>(5) 使用後は、必ず清掃及び<u>整とん</u>し、備品等は元の位置に戻しておくこと。</p> <p>(6) <u>集会所及び敷地内</u>での飲酒及び喫煙はしないこと。</p>

安曇野市穂高陶芸会館管理規則

改正後	改正前																										
<p>○安曇野市穂高陶芸会館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第22号</p> <p>(使用申請)</p> <p>第2条 <u>陶芸会館の施設を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 入館</p> <table border="1" data-bbox="145 746 1108 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。</u></td> <td><u>全額</u></td> </tr> <tr> <td>小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免の額	<u>市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。</u>	<u>全額</u>	小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額	市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額	市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額	市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額	<p>○安曇野市穂高陶芸会館管理規則 平成18年8月23日教育委員会規則第22号</p> <p>(使用申請)</p> <p>第2条 <u>陶芸会館を使用しようとする者は、観覧及び作陶する場合には、その旨を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 入館</p> <table border="1" data-bbox="1167 794 2130 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免の額	小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額	市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額	市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額	市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額
区分	減免の額																										
<u>市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。</u>	<u>全額</u>																										
小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額																										
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額																										
市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額																										
市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額																										
市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額																										
区分	減免の額																										
小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額																										
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額																										
市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額																										
市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額																										
市の友好都市関係者及び市への視察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額																										

貞享義民記念館管理規則

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>記念館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）</u>を使用しようとする者は、貞享義民記念館使用許可申請書（様式第1号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。ただし、展示資料を観覧する場合にあっては、<u>申出</u>によることができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設、<u>設備、備品その他の物件</u>を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料<u>等</u>の減免を受けようとする者は、貞享義民記念館使用料<u>等</u>減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>入館料</u></p> <p><u>ア</u> <u>市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき</u> 全額</p> <p><u>イ</u> 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</p> <p><u>ウ</u> 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用するとき 全額</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>記念館</u>を使用しようとする者は、貞享義民記念館使用許可申請書（様式第1号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。ただし、展示資料を観覧する場合にあっては、<u>口頭</u>によることができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設、<u>展示資料</u>を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、貞享義民記念館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 入館</p> <p><u>ア</u> 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</p> <p><u>イ</u> 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人 1人が使用するとき 全額</p>

エ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

(2) 研修室等使用料

ア 市の主催事業に使用するとき 全額

イ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、貞享義民記念館使用料減免決定書（様式第4号）を交付するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第2項第1号ア又はウの適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。

ウ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

(2) 研修室等使用料

ア 市の主催事業に使用するとき 全額

イ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、貞享義民記念館使用料減免決定書（様式第4号）を交付するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第2項第1号イの適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。